

国際課税のケース・スタディ

非永住者課税と永住の意思の関係

税理士 高山 政信

〔事例〕

日本人甲は、米国の大学を卒業後、米国法人A社に入社して10年以上勤務している。甲は、米国に永住することとしたため、3年前に米国での永住権（グリーンカード）を取得していたが、このたび2年の予定でA社の日本子会社B社の役員として派遣されることになった。

甲としては、日本国籍を有しているものの米国に永住するつもりでいることから、我が国の所得税法の適用上非永住者とされるものと判断しているが、問題はないのだろうか。

〔ポイント〕

平成18年度税制改正で、非永住者課税の改正が行われたので、次の項目に分けて検討する。

- 1 改正前の非永住者の意義
- 2 改正後の非永住者課税
- 3 永住の意思と非永住者の関係

〔検討〕

1 改正前の非永住者の意義

非永住者とは、居住者のうち、国内に永住する意思がなく、かつ、現在まで引き続いて5年以下の期間国内に住所又は居所を有する個人をいう（旧所法2①四）。

居住者とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいう（所法2①三）と規定していた。

そこでは、まず国内に住所を有する場合とし

て、所得税法施行令14条で、国内に住所を有する者と推定する場合を次のとおり規定していた。

「1 国内に居住することとなつた個人が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者は、国内に住所を有する者と推定する。

一 その者が国内において、継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有すること。

二 その者が日本の国籍を有し、かつ、その者が国内において生計を一にする配偶者その他の親族を有することその他国内におけるその者の職業及び資産の有無等の状況に照らし、その者が国内において継続して1年以上居住するものと推測するに足りる事実があること。

2 前項の規定により国内に住所を有する者と推定される個人と生計を一にする配偶者その他その者の扶養する親族が国内に居住する場合には、これらの者も国内に住所を有する者と推定する。」

そして、非永住者とされる場合の「国内に永住する意思がない」ことについては、同16条で、国内に永住する意思がないものと推定する場合を、次のとおり規定していた。

「国内に居住することとなつた個人が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者は、国内に永住する意思がないものと推定する。

一 その者が日本の国籍を有しないこと。
二 その者が日本の国籍のほか外国の国籍を有し、かつ、その納税地の所轄税務署長に対し、国内に永住する意思がない旨を表明したこと。」
この規定は、推定規定であることから、米国

でグリーンカード等を取得して、永住する意思が明確な者の場合、上記の推定規定を覆すものと一般的には考えられていた。

2 改正後の非永住者課税

(1) 非永住者の意義

非永住者は、居住者のうち、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である個人とすることとされた（所法2①四）。

今回の改正においては、居住者の意義そのものについての改正ではなく、非永住者についての改正前の規定と異なり、国内に永住する意思についての文言は削除されており、非永住者には、日本国籍を有する人は該当しないことが明らかにされたものである。

また、日本国籍を行する者以外の者についても、改正前においては、いったん永住者となつても、日本を離れて非居住者となり、再度入国したときは、また、非永住者となるものと考えられていたが、今後は、過去10年間に国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下かどうかによって判断されることになった。

(2) 居住期間等を記載した書類の確定申告書への添付

非永住者の範囲が見直されたことに伴い、その判定の基礎となる国籍や過去の居住期間を的確に把握する必要があることから、その年において非永住者であった期間を有する者がその年の確定申告書を提出する場合には、その者の国籍や過去の居住期間など必要な事項を記載した書類を、確定申告書に添付しなければならないこととされた（所法120⑤）。

具体的な記載内容は次のとおりである（所規47の4）。

- ① 申告書を提出する者の氏名、国籍及び住所又は居所
- ② その年の前年以前10年内の各年において、国内に住所又は居所を有することとなった日及び有しないこととなった日並びに国内に住

所又は居所を有していた期間

- ③ その年において非永住者、非永住者以外の居住者（永住者）及び非居住者であったそれぞれの期間
- ④ その年において非永住者であった期間内に生じた次の金額
 - イ 国内源泉所得の金額
 - ロ 国外源泉所得の金額並びにその金額のうち、国内において支払われた金額及び国外から送金された金額
- ⑤ その他参考となるべき事項

なお、この書類は、還付申告書、確定損失申告書、準確定申告書を提出する場合にも添付しなければならないこととされた（所法122③、123③、125④、127④）。

(3) 適用関係

上記(1)の改正は、平成18年4月1日以後の納税義務者の区分に応じ、それぞれの課税所得について適用される。

上記(2)の改正は、平成18年4月1日以後に非永住者であった期間を有する者が、平成18年分以後の所得税に係る確定申告書等を提出する場合に適用される。

3 永住の意思と非永住者の関係

改正後の非永住者の定義は、永住の意思にかかわらず、①日本国籍を有しないことと、②過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である個人と限定することとされている。

ちなみに、旧法で永住の意思がないことを規定していた所得税法施行令16条は、今回の改正に伴い削除されている。

4 結 論

平成18年度税制改正により、日本国籍を有する者は、非永住者とされることはなくなったことから、甲は、日本に短期間居住し、2年後以後米国に永住する者であっても、所得税法の適用上は、非永住者以外の居住者（永住者）に該当することになる。